

## 東洋町障害者活躍推進計画

機 関 名	東洋町役場
任命権者	東洋町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
課 題	<p>東洋町役場においては、職員数が60人程度の小規模な団体であります。法定雇用障害者数の不足はないものの法定雇用率は、平成30年1.59%、令和元年1.64%であり、下回っている状況にあります。</p> <p>現在、身体障害者の職員は在籍していますが、これまで個別に対応するなど、大きな問題等は生じておりませんが、障害のある職員の個性、能力を発揮し活躍することができるような体制の整備並びにすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組みます。</p>
目 標	<p>①採用に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年6月1日時点 法定雇用率以上</li> </ul> <p>②定着に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不本意な離職者を極力生じさせない。</li> </ul>
取組内容	<p>①障害者の活躍を推進する体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進役として総務課長を選任します。</li> <li>・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任します。</li> </ul> <p>②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。</li> </ul> <p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たっては障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。</li> </ul>
そ の 他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。</p>